（内訳）本税・督促手数料
111,881,067円
更生手続開始決定日以後の延滞税、利子税又は延滞金（以下「延滞税等」という。）
額未定

2　その他の優先的更生債権
届出債権額　26,079,388円（別表８「優先的更生債権弁済計画表（その他優先的更生債権）」）（債権者数　合計40名）

第２　権利の変更及び弁済・納付方法

１　届出のある租税等の請求権

⑴　更生手続開始決定日以後の延滞税等の免除

別表７「優先的更生債権納付計画表（公租公課）」記載の租税等請求権（以下「租税等請求権」という。）のうち、本件更生手続開始決定日から１年を経過する日（その日までに更生計画認可決定があるときは、更生計画認可決定の日）までの間に生じる延滞税等及び更生計画認可決定の日の翌日から納税を完了する日までの延滞税等については、徴収の権限を有する者の意見を聴いた上で、その全額について、更生計画認可決定の日に免除を受ける。

⑵　前述⑴による免除後の租税等請求権の全額（別表７「優先的更生債権納付計画表（公租公課）」記載の「納付額」欄記載の金額）を、本件一括弁済日に一括納付する。

２　その他の優先的更生債権

前述１以外の優先的更生債権（別表８「優先的更生債権弁済計画表（その他優先的更生債権）」）の確定更生債権額の全額（同別表記載の「弁済額」欄記載の金額）を、本件一括弁済日に一括弁済する。

３　更生計画認可決定前に退職した従業員に係る退職金請求権の取扱い

本更生計画案提出後、更生計画認可決定前に退職した従業員に係る退職金請求権が会社更生法140条２項の規定に基づき届け出られた場合において、当該債権が確定したときは、優先的更生債権として確定した金額の全額を、当該確定日又は更生計画認可決定の確定日のうちいずれか遅い日から３か月以内に一括弁済する。

第３節　一般更生債権の権利の変更及び弁済方法

第１　確定した更生債権の表示

確定した一般更生債権は以下のとおりである。

確定一般更生債権額　合計183,327,955円及び額未定（別表９「一般更生債権弁済計画表（敷金・保証金債権以外）」及び別表10「一般更生債権弁済計画表（敷金・保証金債権）」）（債権者数　合計15名）

（内訳）

敷金・保証金債権以外（債権者数11名）
132,115,243円及び額未定

敷金・保証金債権（債権者数４名）
51,212,712円

第２　権利の変更及び弁済方法

１　免除の効力の発生

本件更生手続開始決定日以後の利息、遅延損害金及び違約金については、更生計画認可日に全額免除を受ける。

２　弁済

前述１による免除後の一般更生債権額（以下「免除後一般更生債権額」という。別表９「一般更生債権弁済計画表（敷金・保証金債権以外）」記載の「弁済額」欄記載の金額。）を本件一括弁済日に弁済する。

３　敷金・保証金に関する特則

賃貸借契約が終了し、賃借人が賃借物件の明渡を完了して敷金返還請求権が具体的に発生する時（本件一括弁済日までに敷金返還請求権が具体的に発生していたときは本件一括弁済日）まで権利の変更及び弁済を留保し、これが具体的に発生した時の金額（賃貸借契約等に基づき敷金・保証金から控除されるべき額及び会社更生法の規定により共益債権として認められる額を控除した後の残額。ただし、敷金債権の充当については、まず共益債権化されていない部分に債務を充当し、その後に共益債権化されている部分に債務を充当する。）を確定債権額とみなし、前２項の定めを適用する。ただし、敷金返還請求権が本件一括弁済日までに具体的に発生していなかったときは、当該発生日から１か月以内に弁済する。

４　グループ間債権に関する特則

関東大鳥が更生会社に対し債権届出をしているグループ間の一般更生債権（別表９「一般更生債権弁済計画表（敷金・保証金債権以外）」の※の一般更生債権）については、第８章記載の合併完了時に、混同により消滅するものとし、弁済を行わない。

第４節　弁済・納付に関するその他の事項

第１　弁済・納付の場所等

１　本更生計画による弁済は、弁済時における第８章記載の吸収合併後の吸収合併存続会社であるアンダーツリー東京の本社である茨城県日立市幸町二丁目１番10号において行う。ただし、弁済を実施する時点で支障がある場合には、管財人の法律事務所（東京都千代田区丸の内二丁目１番１号丸の内マイプラザ13階　あさひ法律事務所）において行う。なお、更生担保権者、優先的更生債権者のうち別表８「優先的更生債権弁済計画表（その他優先的更生債権）」記載の債権者、又は、一般更生債権者が預金口座を指定しその口座への振込を求めた場合には、アンダーツリー東京の振込手数料負担において、債権者の指定する口座に円貨を振り込む方法で行う。

アンダーツリー東京が、弁済額に対して源泉徴収又は特別徴収をすべき債権については、当該源泉徴収等をした上で、残額を交付ないし送金する。

２　租税等の請求権の納付は、徴収権限を有する者の指定する場所において行う。

３　弁済日が銀行法15条１項に定める銀行の休日である場合は、翌営業日に弁済を行う。

第２　放棄・取下債権の取扱い

更生計画認可決定までの間に更生担保権又は更生債権の一部の放棄・取下げがあったときは、放棄・取下後の債権額に基づいて本章の基準を適用し、その結果算出した金額を弁済額とする。

第３　債権譲渡等の取扱い

更生債権等届出期間末日の翌日以降に更生債権等の譲渡又は移転がされたときは、更生計画の権利の変更及び弁済方法の定めは、譲渡又は移転前の債権額を基準として行う。債権の一部について譲渡又は移転がなされたときは、新旧権利者は、移転後の債権額に応じて免除額を按分負担し、免除後の各弁済額を按分取得する。

第４　端数処理、弁済充当の方法

本章の基準による更生債権者及び更生担保権者への弁済額の算出にあたっては、１円未満の端数は切り上げる。

また、弁済する更生担保権又は更生債権の中に利息及び損害金を含む場合は、充当順序は、別に定めのない限り、損害金、利息、元本の順とし、同じ性質の債権については発生が古いものから順次充当する。

第４章　未確定の更生債権等の取扱い

更生会社には未確定の更生債権等は存在しない。

第５章　担保権等の措置

第１節　担保権等の処理

第１　存続する担保権

別表12「存続する担保権一覧表」記載の担保権は、更生計画認可決定後も同別表の「新しい債権額」欄記載の額の限度で存続する。

別表11「担保権の目的物一覧表」記載の担保物件（以下「本件担保物件」という。）を目的とする担保権は、本件一括弁済日に消滅する。